

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		那覇市松山公園文化交流施設利用料金等の減免	
根拠法令及び条項		那覇市松山公園文化交流施設条例 第10条	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成27年3月24日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(3 日) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年3月24日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

(利用料金及び入園料の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金又は入園料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合
- (2) 本市内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をいう。)が教育上の目的で利用する場合
- (3) 本市内に存する保育所その他の児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項の児童福祉施設をいう。)が児童福祉の目的で利用する場合
- (4) 本市が共催する行事に利用する場合
- (5) 公共的団体が公益の目的で利用する場合
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合
- (8) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)及びその引率者が利用する場合
- (9) 本市に住所を有する満65歳以上の者が利用する場合
- (10) 高校生以下の者が利用する場合(福州園に入園する場合を除く。)
- (11) その他指定管理者が特に必要と認める場合